

仕 様 書

第1章 総 則

- 1 この修繕は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。
なお、検査に関する手続きは請負者が行うものとする。
- 2 この修繕の施工にあたっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修繕に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用し、傷その他欠点のないものを使用すること。
なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従う事が困難な場合にあっては、監督職員の指示により処理するものとする。
- 4 請負者は、MTU 社サービスディーラーであり、本船搭載機関の研修を終了した技術者による点検整備を行うこと。また、修繕の全部又は大部分を第三者に委任し請け負わせてはならない。
- 5 請負者は県が必要と認めてその旨を指示したときは、工程表を提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 この修繕の施工にあたり、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により、適正に処理するものとする。
- 7 この仕様書に記載されていない事項等の発生及び本仕様書の一部変更を必要とする場合は、別途協議し、監督職員の承認を得た後に施工すること。
- 8 この修繕期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船監督職員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責任を負うものとする。
- 9 この修繕の施工にあたり、本修繕と併せて実施する船体部修繕の請負業者と十分協議、調整を図った上、円滑に実施するものとする。
- 10 この修繕の施工にあたり、修繕前・修繕中・修繕後の写真撮影を実施し、修繕完了後にその写真を添付した報告書を提出するものとする。
- 11 その他
 - (1) 作業において発生した廃材類及び廃油、ビルジは、請負者が適正に処分するものとし、その費用はすべて請負者の負担とする。
 - (2) 作業において、本船の施設又は設備を滅失又は損傷したときは、請負者の責任において原状回復することとする。
 - (3) 作業終了後1年以内に、本件修繕作業に起因する不具合等が発生した場合には、不具合の解消に必要な費用を、損害が発生した際には必要となる費用を請負者が負担することとする。
 - (4) 修繕は、誠実丁寧に施工し、工程に関しては、監督職員と充分協議することとする。
 - (5) 修繕中はヘルメット等を着用し、修繕上の事故防止を図るとともに防火等に関しては万全の処置を講ずること。
なお、修繕中の損傷事故に関しては一切の責任を負うこととする。

第2章 仕様

機関艙装

(1) 機関要目

主 機 MTU16V2000M91 型 2 基

補 機 いすゞUM4BG1TE 1 基

減速機 MGNV353BW 型 2 基

主機の点検整備は、MTU 社サービスディーラーであり、本船搭載機関の研修を終了した技術者によること。

(2) 中間検査機関部受検整備項目

機関整備業者作業所内において、主機関、逆転減速機及び補機関を原則として、分解、清掃、部品取替、整備、組立、復旧、調整、記録収集、J G 検査受検、塗装、試運転、試運転記録收取等を行うものとする。

なお、主機関については、部分開放整備とする。

また、検査記録、計測記録及び撮影写真等は、とりまとめて製本し、2 部提出すること。

(3) 工事区分

主 機 関 MTU16V2000M91型ディーゼルエンジン 2 基オーバーホール

逆転減速機 MGNV353BW型 2 基オーバーホール

主 機 関 セルモーターオーバーホール

主 機 関 ゼネレーターオーバーホール

補 機 関 いすゞUM4BG1TE型ディーゼルエンジン 1 基オーバーホール

補 機 関 セルモーターオーバーホール

補 機 関 インジェクションポンプオーバーホール

交流発電機ブラシレス 40KVAオーバーホール

軸封装置(シールスタン) 取付、復旧

機関取外・陸揚・積込・据付・芯出・海上運転

機関輸送